

1. 件 名：「三菱重工業株式会社による使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計  
特定容器等の型式指定の変更申請に係るヒアリング(1)」

2. 日 時：令和5年4月3日（月）14時30分～15時30分

3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

田中管理官補佐、尾崎安全審査官、川村安全審査専門職、田口技術参  
与

三菱重工業株式会社

原子力セグメント

機器設計部 主席プロジェクト統括 他2名

5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む  
場合があります。

6. 提出資料

資料1 使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式指定の変更  
申請 申請の概要

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	ちょっと、
0:00:03	それで4月3日、三菱重工、
0:00:08	真壁さん、ありました。
0:00:10	乳井大畠式して変更承認申請に関わるヒアリングを開催いたし、
0:00:16	それでは、
0:00:19	出席者の確認をしたいと思えますけれども、
0:00:28	三菱重工さんから、出席者の
0:00:33	説明をお願いします。
0:00:35	はい。それでは三菱重工の岸本と申します。よろしくお願いいたします ます。本日、三菱重工を3名、出席させていただいております。私岸本順 一で、
0:00:47	キャスク今回のキャスクの取りまとめをさせていただいております。
0:00:52	それから私の右手がカワハラになりまして、こちら乾式貯蔵法を、を取 りまとめているものでございます。
0:01:03	それから私の左手がサイトウになりまして、こちらのキャスクの設計を まとめているもの、この3名で本日出しております。よろしくお願いいたします たします。
0:01:19	ありがとうございます。
0:01:20	聞いててもさ、規制庁側ですけれども、一番左手側からタグチ大崎カ ワムラだとしても、タナカでございます。
0:01:31	よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。
0:01:35	早速
0:01:37	本日ご提出いただいたヒアリング資料に基づいて、
0:01:43	申請の概要について、
0:01:45	全部じゃなくて、簡単に、
0:01:49	このパワーポイントの資料で説明いただければと。
0:01:53	これは三菱重工の齋藤です。
0:01:56	今のパワーポイントの資料で、申請の概要という、
0:02:01	しまして、変更点をまとめましたのでこちらで進めさせていただきます す。
0:02:09	めくっていただきまして1ページ目に目次と書かせていただいております すけれども、1項目めで、変更承認申請の概要ということでこちらの1 項目めで、変更点を、
0:02:20	まとめておりますので今日の説明をちょっとこちらを主に説明させてい ただきます。
0:02:26	いただきまして2ページ目から説明させていただきます。
0:02:33	まず対象の特定容器になりますけれどもMS F52B型とM f 21P型とい うことで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	のこの三方式を対象にさせていただきます。
0:02:48	変更申請の、
0:02:50	内容としまして、
0:02:52	特定容器を使用することができる範囲を限定し、また条件を付する場合にあたっては、この容器を使用することができる施設の範囲または条件と、
0:03:03	いうことで、具体的にその下に書いてございますけれども、
0:03:08	貯蔵区域の地震力を増加するというのが主な変更の理由になります。
0:03:17	それ等形式で変更前と変更後の地震力を記載してございますけれども、水平方向については一時から 1.5 時、
0:03:26	鉛直方向については三分の 2 時から 1 時という変更になります。
0:03:32	続きまして申請書の記載事項としまして、申請書として今回提出させていただいた内容のですね、
0:03:41	項目と記載事項になりますけれども、表でまとめて 5 ございますけれども 1 から 123IV ということで、代表者の氏名、あと変更の内容、変更の理由をまとめまして、
0:03:55	添付新規にですね変更の内容を、
0:03:59	添付する形で申請させていただいてます。
0:04:03	変更の具体的な箇所としましては、めくっていただきまして 3 ページ目に、
0:04:08	まとめてございまして、
0:04:12	左表の左側が申請書の構成ということで、初めに本部、
0:04:17	そのあと、添付書類 1 から 11 で参考図書 3、参考図面参考図書という構成になっておりまして、色で塗りつぶしている部分につきましては変更なし。
0:04:29	広く、
0:04:30	なっているとところが変更があるというところになりますけれども、
0:04:34	まず本部につきましては、678 のこの 3 項目を変更してさせていただきます。
0:04:42	まず口項目目になりますけれども、型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要と、
0:04:50	こちらにつきましては、貯蔵規則の改正と、あと議事技術基準規則の制定に伴いまして、記載の追加と、あと適正化っていうのをを行う。
0:05:02	行っております。
0:05:05	続いて 7 項目目につきましては品質管理に関する項目になりますけれども、こちらにつきましては組織改編等、あと社内の標準改定の内容を反映したと。
0:05:18	ところになります。
0:05:20	本文最後につきましては、この容器を使用することができる範囲としまして、変更の目的で説明させていただいた使用可能な、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:31	条件を拡大するというところで、貯蔵区域における地震力の増加と、
0:05:36	ところを変更しているということになります。
0:05:40	続いて、添付書類につきましては、添付書類1につきましては、本文の変更内容を反映をし、した内容になります。
0:05:52	続いて添付書類3につきましては、最後に参考図面のところでちょっと説明させていただいてちょっとこちらに戻るような形で、説明させて
0:06:03	ようにします。
0:06:05	飛ばしまして添付書類7。
0:06:08	次、
0:06:09	と8につきましては耐震性に関する説明書ということで、あと、耐圧強度及び耐食性に関する説明書、こちらにつきましては、
0:06:21	使用可能な条件の拡大というところで地震力の増加に伴う変更を行っております。
0:06:29	でき、
0:06:30	添付書類9につきましては、本文7の、詳細な説明というところで、
0:06:36	組織改編及び社内標準改定の内容を反映したと。
0:06:42	続いて、書類11につきましては、通知書の最新化、
0:06:47	いうところを行っております。
0:06:49	続いて参考図面、
0:06:52	というところについてはMS F21P型のみになりますけれども、この52P型の
0:07:00	この寸法公差等をちょっと合わせたいというところがありまして、今回変更させていただきたいと思っております、具体的な内容をちょっとまた後程説明させていただきまして、
0:07:12	この黄砂の変更に伴いまして、
0:07:14	遮へいのところのモデル図のちょっと一部修正がありましたので、そちらを
0:07:19	添付書類3で検討すると。
0:07:24	めくっていただきまして、
0:07:28	先ほど大まかに項目ごとに説明させていただきましたが、さらにちょっと細分化しまして、
0:07:36	口、
0:07:37	本文の六戸のところの、
0:07:40	6.1から6.26.3というところで、変更内容をまとめてございます。
0:07:50	まず、
0:07:51	復興のところの、なりますけれども、貯蔵規則改正に伴い、記載の適正化ということでこの
0:07:59	赤字で書いてあるようにですね、及び製作の方法という、貯蔵規則の文言に従いまして、記載を適正化していると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	ところになります。
0:08:11	続いて、6-1の基本方針のところについては、
0:08:16	技術基準規則を、の呼び出しを追加していると思われます。
0:08:22	続きまして、6-1-1については、この技術基準規則に従い項目番号を見直したというものだけになりまして、
0:08:32	中身の変更とかはございません。
0:08:36	6-1-2 受振につきましても、こちらは、
0:08:39	規則が制定に伴いまして追加された項目ということで新たに、
0:08:45	記載を、方針を記載しております。
0:08:50	続いて6-1-3、閉じ込め機能に関しては、具体的な記載は変わらないんですけども、この項目の
0:08:59	機能の名称を規則に合わせまして、
0:09:02	名称を適正化していると。
0:09:06	それで6-1-4についてはこの火災に関しては、
0:09:11	これは新
0:09:13	規則制定に伴いまして新たに追加した。
0:09:17	あります。
0:09:20	続いて6-1-5、材料及び構造に関する説明方針。
0:09:25	設計方針としまして、こちらについては、技術基準規則制定に伴い、新たに追加したものでありますけれども、内容としては、材料、
0:09:36	構造及び強度と主要な耐圧部の溶接部並びに耐圧試験について記載を追加させていただいております。
0:09:45	続いて6-1-66-1-7、除熱、遮へいに関する方針につきましては、
0:09:53	名称の適正化畑になります。
0:09:57	最後6-1-8のその他の設計方針ということで、
0:10:01	前回の申請の中で、耐食性に関する設計方針という記載がございましたけれども、その技術基準規則の制定で、項目に対応するところということで、具体的な
0:10:16	項目ではなかったなのでその他の設計方針というところに、耐食性に関する設計方針を、
0:10:23	利用させてもらってるという状況です。
0:10:28	続きまして6-2の設計仕様につきましては変更なしになりまして、6-3の設計製作の方法につきましては、
0:10:39	新たに追加したところになりまして、
0:10:42	道路、
0:10:43	6-3-1の製作の手順、
0:10:46	冬つきましては、製作の手順と検査と主要な耐圧部の溶接部に関わる、
0:10:53	製作の手順と検査を記載を追加しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:59	それで6-3-2、検査の方法としましては、
0:11:03	構造材料または漏えいに関わる検査、
0:11:08	機能または性能いっぱいある検査基本方針検査、あとマネジ品質マネジメントシステムある検査というところの具体的な記載を、
0:11:18	追加しております。
0:11:21	あと、製作上の留意事項としまして最後、
0:11:25	従事者、または報酬の安全確保の方の観点から留意事項を記載を求めています。
0:11:35	それで7項目につきましては、記載項目の記載の適正化と、あとは組織改編と社内標準改定の内容を反映してると。
0:11:45	多様であります。
0:11:47	複項目目については、地震力の増加というところを対応しております。
0:11:56	続きまして添付書類の変更で、
0:11:59	やりまして、
0:12:03	まず添付書類1については本文が変更されたことに伴う、
0:12:07	反映したと。
0:12:09	ここにあります。
0:12:11	続いて、
0:12:14	3、添付書類3の遮へいに関する説明書、
0:12:18	につきましては、
0:12:21	寸法公差の渡し期間の統一。
0:12:25	で、講座を見直しを、
0:12:27	してると。
0:12:28	と。
0:12:29	続いて7項目めが耐震性に関する説明書というところで、
0:12:34	使用可能な条件の拡大ということで地震力の増加を行っております。
0:12:41	続いて田井添付書類8が、密封容器、バスケットトラニオン後がイトウ。
0:12:49	サブタン版等になりますけれども、こちらにつきましては、まず密封容器につきましては地震力の増加。
0:12:57	あとは、タケノ、
0:13:00	詳細を説明させていただきますけれども、型式証明での、
0:13:04	指摘事項の反映ということで、
0:13:08	案いう。
0:13:09	あとは、3項目めとしてですね。
0:13:13	MSF21P型の記載と統一ということで、時系列的に52Bを先に申請してそのあと21Pというところを審査いただいているという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:23	中ですね、やはり 21P のところで追加す。
0:13:27	記載の見直しとか、ご指摘いただいているところございますので、そちらを 52B にファイルしました。
0:13:33	対応になれば、
0:13:35	ですので 52 日については、地震力の増加と。
0:13:41	あと型式証明の内容反映ってところを読みが変更されているというところでもあります。
0:13:49	バスケットにつきましては、容器の
0:13:54	変更の項目としましては①②というところで今記載しておりますけども、地震力と、あと記載の通りです。
0:14:03	変更になります。
0:14:07	続いて、8-3 のトラニオンにつきましては容器と同じ 3 項目。
0:14:12	の変更を行っております。
0:14:16	最後、とか、8-4 の該当等になりますけども、こちらはバスケットと同じように、地震力の増加と記載の統一。
0:14:26	いうところに行っております。
0:14:31	で、めくっていただきまして添付書類 9 につきましては、
0:14:37	この項目の名称の適正化と、あとは組織改編。
0:14:42	社内標準会計の内容を反映したと。
0:14:46	あと添付書類 11 につきましては通知書の最新化。
0:14:50	参考図面につきましては、21P のみですけども寸法公差の型式の統一というところ。
0:14:58	を行っておりますてちょっとこの図、具体的なところ、次のページ分、7 ページ目に、
0:15:07	まとめておりますけれども、すいません、具体的なものをちょっと確認。
0:15:12	はい。
0:15:14	が、
0:15:15	今の 4 ページ目から概要説明で、はい。
0:15:20	結局、変更があるところっていうのは、記載の適正化とかはある。
0:15:26	ということなんですけど、中身であるっていうのは
0:15:30	あれですかね。共同規則で言うところの材料工場の耐圧部の溶接部とか耐圧試験の話と、はい。あと、QMS 規則の
0:15:42	反映と、
0:15:44	変更した地震力にその耐震評価という算定っていう理解でよろしい。
0:15:52	はい。基本的に三菱重工はサイトウです。基本的にその 3 点で、間違いない。
0:15:59	です。ただ、QMS のものにつきましては、従来の記載で、特にそこから新たに必要追加となるような項目はなかったというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:12	組織改編と、あと庄田社内の標準の改定、
0:16:17	があったというところを反映させていただいてまして新たなその追加の要求というのは、ないというふうな、
0:16:25	判断でも、もともとから、
0:16:29	反映されていると。
0:16:31	内容に
0:16:33	要求に対応できると、いうふうに考えておりました、何か新たに要求を追加したというところはないと考えています。
0:16:45	例えばその9N-S取得だ。
0:16:49	腫瘍前事業者検査とか、計算独立性、
0:16:52	社長が、
0:16:56	リーダーシップをとってきちんとそのQMS、
0:16:59	管理するとか、そういったところを新たに新規要求として追加したところなんですが、
0:17:06	そのあたりも、もう従前から対応してたと。
0:17:10	でしょう。
0:17:12	そうですね。はい。従前から対応してたという。
0:17:16	認識です。今回次具体的に使用前事業者検査の項目とかですね、というのは、今回新たに追加させていただいてますけども、
0:17:26	品質マネジメントシステムで観点でいきますと、特に検討する必要があるところはないのかなと考えて、
0:17:36	はい、わかりました。
0:17:42	7ページって、一応行政面談、大体の話は聞いてるんですね。
0:17:50	この789だけです。
0:17:53	ちょっと説明させていただきます。こちら行政相談時にまだ説明できないと。
0:18:00	やりました。ちょっと今までのところで少し、よろしいですか。規制庁の考え、先ほどの、
0:18:10	さっきのコメントと重なるんですけども、
0:18:14	組織改編と社内標準会計の内容を反映させるっていうのは、
0:18:22	後ろの資料とかもないんですけど、
0:18:25	何て言うんですかね、
0:18:27	以前に、スプレイを受けたときの適合状況から変更がない。
0:18:34	嘘、そういった何て言うんですかね、規則への適合に関して、何かを加えたわけじゃないっていうのがわかるような、資料があると。
0:18:45	いいのかなと思っ
0:18:48	てます。
0:18:49	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:51	三菱重工の齋藤です。承知いたしました。ちょっと資料に追加させていただくようにします。
0:18:57	今言ってることがよくわかんなかったんで、以前に指定を受けて品質保証に関しても確認を受けているので、
0:19:07	その適合状況から来規則の改定を受けても、何ら変わりませんと。
0:19:14	適合状況に関しては何何ら変わりませんっていう説明をしていただければ我々はそれで確認が取れるわけで、
0:19:22	規則が変わったらそれもそうですけど、そもそも指定の基準として、QMS規則に適合してるっていうことが1点の確認条件。
0:19:33	現行条件だからはい、そのQMS規則にちゃんと適合してるって、中身は変わらないという説明でしたけど、
0:19:41	ちょっと危惧してるっていう説明はいると、それ一の説明は前の時点でも受けてるので、ただ毎日QMSが昔の人でも、それでも、先ほどの話だと、
0:19:54	何ら適合状況から変わってないっていうんであればそういったものがそうであっても、今のQMSは昔より追加要求配ってるから、
0:20:04	何か規則でちゃんとできるのでは向けていうんですかね、足りない部分だけをちゃんと補ってくればよくて、1から10まで我々聞く必要はないと思ってるんです。
0:20:17	1から10までの説明を聞く必要はなくて、多分それは違って、1から10聞かないといけないんです。なぜならば、今までの旧三木ところ全部廃止して、新規則作ったから、
0:20:30	それは新規則に対して適合してるっていうこと。
0:20:33	示してもらわないと。
0:20:35	向こうの説明を、例えば、1から11から8に関してはこれまでと変わりませんと、90に関しては新しくこうしましたっていうのがあれば、僕は十分だと思ってる、
0:20:49	すでに持ってるんですけど、QMSをちゃんと持ってて運用されてた、それを全部駄目にするわけじゃなくて、
0:20:57	色が新しくなって新しくちょっと書き換えた。
0:21:00	どこをいじったのかっていうのがわかればよ、僕らは自分だと思ってるんです。
0:21:06	すべてさらに、いつから見る必要は僕は一切ないと思ってます。
0:21:13	この辺は我々の審査のプロセスをうまく合理化させていかないといけなかなと個人的には思ってます。
0:21:22	これでも、どこ
0:21:25	どこを変えたっていう。
0:21:28	そうです。だから、そこは、そこは、
0:21:33	三菱さんの説明の工夫の仕方にはなるんですけど、
0:21:37	なるべくそこをうまく説明していただけるとそこに耐えかける、なんていうんですかねお互いの労力は減らせると思ってるので、
0:21:47	それに1度、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:49	見てるので、ちゃんと品質保証体制、
0:22:00	そんなに昔の辺層序こんな全然ありえないよ駄目だよって言うわけではないので、要求として、そこに対して、
0:22:08	少しずつ、これまでの蓄積も手を加えた要求になってるわけですので、
0:22:17	それで改めて我々が見て、1から10まで確認してくのはいいかもしれないですけども、
0:22:24	設計、説明は、だから、昔の規定で1から10まで定めて、今回、その1から馴染。
0:22:33	なんか八、九十ぐらいはちょっと何か、
0:22:36	見直しましたっていうそこだけピックアップすればいいってこと。
0:22:41	いや、いつから10があったら、そのうち、昔のまま変わってないのはこの部分ですとかって言うてくれればよくて、それが適合してる状況から何ら変わってないので
0:22:52	変更ありませんとかって言うて、これではそれで十分だと思う。
0:22:56	ただ、適合している基準自体の規則がもう全部変わってるじゃない。
0:23:01	変わってたって中身すんです。
0:23:03	一緒じゃないですよ。
0:23:04	一緒じゃなくてもほとんど同じのが
0:23:08	順番に変わったりしてくっついてるわけじゃないですか。
0:23:15	航空うまくこう整理し過ぎれないから、審査が結構長引いたりしちゃうのって。
0:23:24	個人的には、
0:23:26	何が変わってるか、全部、以前から適合してる状況に対して何が変わってないのかっていうのをうまく整理してくれば、お互い早い話が早いかなっていうのは思いますけど。
0:23:38	これ昔から変わってないでしょっていうのが幾つもあると思うんです。まずちょっと申請書の品質保証のところ見てないですし、前のやつと見比べてもないんですけども、
0:23:56	それでもいい。
0:23:58	が、
0:23:59	ただ、基準としては、今の規則との整合みたいで、はい。その中で、昔と変わってない、変わったものっていうのがあれば、
0:24:10	整理していただけるといいか。
0:24:13	そうですねだから、今の基準に対して昔から適用状況に変更はないっていうのと、変更があるものであれば変更、こういうところが変更になったっていう整理をしていただけると、それが一番いいのかなと。
0:24:26	わかりました。とと。
0:24:28	話、移っていいですか。41名なんですけども、
0:24:35	6ポツ1ポツ4で火災時等による損傷の防止を追加してあるんですけど、これって昔の指定のときには一切記載がなかったものですから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:45	そうですね、はい。
0:24:48	もっと最後。
0:24:53	ええ。
0:24:55	これ、
0:24:56	ちょっと田口さん、整理なんでだけなんですけど、
0:25:01	火災だと多分、技術基準規則で12条だと思うんですけども、12条って片付けて見てました。
0:25:08	それが、この
0:25:11	右脳施設がないと。
0:25:13	それは審査だとかして、
0:25:17	から除外した状況。
0:25:20	わかりました。どうしますなんていうんですかね、今回の何ていうんですかね審査の範囲外の状況なんですけどこれは、
0:25:30	技術基準規則が変わったからたします。
0:25:33	うん。一行かい。
0:25:36	丹羽。
0:25:40	はい。
0:25:41	わかりました。
0:25:50	というのは続いてのよろしいですか。はい。コメント、5ページ目になるんですけども、
0:25:57	5ページ目で8-1-1井とか8-3-1とかで、②番ってあって、型式証明変更申請書の内容を反映って言っていて、
0:26:09	括弧し固縛装置の歌人作用位置の見直してあるんですけども、
0:26:14	型式証明変更申請書に、
0:26:17	光学装置の荷重作業位置まで書いてたんですかこれ、すみませんちょっと
0:26:23	照明を全部見切れてなくて、こういった情報ってのって、申請書には載ってないと思います。補足説明資料の中での計算書の中で、
0:26:33	この条件でやっているというところでちょっと具体的にはですね、ちょっとめくっていただきまして、はい、8ページ目。
0:26:45	はい。なりますけども、左、これは52B型の荷重の作用位置を示しております左側が変更前、
0:26:54	真ん中が試験高校に、
0:26:56	なりまして、このちょうどドライブが三つ、縦に並んでますけど、ちょっと真ん中の赤枠で囲ってるところ。はい。見ていただきますと、
0:27:05	左側がトラニオンの先端になりますけれども、この荷重として、やっぱり矢印ですね。はい。ここの位置がですね。
0:27:13	もともとは、固縛装置の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:16	板厚の中心、はい、作業をさせていたところ、右側を見ていただきますと、ちょうどこの固縛装置が引っかかっているところの先端ですね。
0:27:27	こちらに作用させるというようなことで若干その荷重の作用させる一応キャスクから見て、藤イトウ井川っていうんですかね、離れる側に、
0:27:38	キャスクの本体から離れる側に、
0:27:41	変更をすると、いうことを行ってます。
0:27:46	補足説明なんですよ。
0:27:48	証明のときは、内容はわかります。
0:27:53	ただし多分ここにサエグさせた方が、もう時ねそうですね。
0:27:58	ただ、それをこの審査会の資料で、端側はどうかというのものもあるかなとは思ってます。ちょっと内容的に多いなっていう感じがして1回の
0:28:14	変更されてる内容って、そんなに大きく論点のあるものじゃないと思ってましてその地震力を変えましたっていうのと、先ほど言った組織改定とかで適合状況は
0:28:28	何ら変わらないものですかっていうのであれば、
0:28:31	全体的なページをボリューム量を抑えられるのかなと思ってるんですね、これ審查看護師。
0:28:39	想定して、想定して入ってはそういうことですけど、という
0:28:48	評価をしなくてもですね。
0:28:52	ありがとうございます。はい。それから、そこまで細かい、
0:28:56	うん。どうかなっていう、
0:29:00	申請書の中にここまで、
0:29:04	ないと、検討。
0:29:06	っていうところまでだと。
0:29:13	佐藤です。その次、ここあった放射線写真の参考構想の範囲では、
0:29:23	ちょっとちゃんと、その次のやつですかね。マスクングになっちゃってるんですけど、この辺どう変わって、はい。警察にはねる内容なのかどうかっていうのは、
0:29:35	説明していただかないといけないかなと思ってます。
0:29:39	ちなみになんですけども、この遮へいの評価に関しては使ってる数字は、
0:29:46	マスクングされてない22っていうノミナル値でやっていますか。
0:29:52	ちょっと三菱重工の斎藤です。
0:29:54	ちょっと7ページ目のですね、変更理由のところちょっと記載させていただいておりますが括弧書きの方、
0:30:03	ます。
0:30:03	遮へい解析では、モデルは巢交渉寸法ですけど22ミリで、はい。モデル化しておりますけれども、密度が押す公差の影響というところを密度で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:17	構成をしてるといようなやり方をしておりますので、その密度を、
0:30:22	補正する際に、この最小板厚というのは、使用してます。
0:30:28	で、実態としてはですね。
0:30:32	このお手元変更前っていうのは交渉に対して最小のこの日をかけてやっておりますけどもそれを保守的に切り捨てたということがございまして、
0:30:44	右側の変更後の寸法に変更しても、特にその密度に変更がないと入力してる店に変更がないので、
0:30:52	解析結果に影響がないという内容になりますとします。
0:30:58	ありがとうございます。その辺もしかしたら詳しい説明があった方がいいのかもしれないですね。そうするとここも特段審査が必要となるものではなく、うん。
0:31:11	適切な見直しだっっていうのがわかるのかなと思います。
0:31:16	今ご説明いただいたところだとちょっと私は以上ですけど、何かございます。
0:31:31	規制庁野崎ですが、これ、審査会合資料っていうことで見ると、ちょっと細かすぎるし、はい。量も、
0:31:40	10 ページ以降は多分いらないです。どこまで。
0:31:45	今は 9 ページ目までを想定しております審査会合
0:31:51	そうですねはい。
0:31:53	あと、審査スケジュールというのを一番最後にちょっと添付させていただいております、うん。29 ページ。
0:32:03	29 ページですか。
0:32:12	ちょっとこちらの意図としては、
0:32:15	3 ページ目の変更申請の概要で基本的な、本文添付書類の変更点の概要を説明させていただいて、ちょっとこれだけだとやはりちょっとなかなか、
0:32:28	具体的にちょっとわかりにくいかなと思まして 4 ページ目 5 ページ目 6 ページ目というところを各項目ごとにちょっと細分、
0:32:36	貸してですね。うん。変更点をちょっとまとめさせていただいたという、
0:32:41	同じ。それと、これ 456 というのはちょっと細かいというところあるかもしれない
0:32:49	何か規制庁のオザキですとか、多分その法律もですね。
0:32:54	説明時間は 10 分ぐらいだと。
0:32:58	何か 1 枚 1 分で話したとしても、10 万から
0:33:05	感じでいい。
0:33:07	他の
0:33:10	計画の関係についても、何かここまで、
0:33:13	細かい何か説明したいっていう、私もまだそんな、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:19	ここに来てそんな件数はないんですけど、あんまりなくて、
0:33:24	すぐいる概要としては何か2ページ。
0:33:30	3ページ、全体として、こういうところが減りまして、変更等、
0:33:37	D、あとはもう、
0:33:42	どうか。
0:33:43	それこそ10ページのその話とか、
0:33:47	あとは、
0:33:49	簡易条件みたいな11ページみたいな話とか、まあまああればせいぜい程度ぐらい。はい。
0:33:56	それプラスで何か。
0:33:58	補足説明であれば、
0:34:00	公表を説明していただくみたいな。
0:34:04	簡易かな。
0:34:05	思うんですけど、
0:34:08	多分29ページのスケジュール的な話は、私行政面談の時にお話があると思うんですが、
0:34:17	多分説明されてもこの通り、
0:34:20	繁田がどうか。
0:34:22	しない、普段もできないので、あまりつまりQMS規則、技術基準とか関係ないとか、
0:34:32	多分説明に入れてもらうとちょっと我々としても答えようがないと。
0:34:39	これは全く入れない方がいいかなと思います。はい。はい。
0:34:44	その上で、
0:34:46	何か今プラスアルファで、
0:34:49	何かキャスクの構造図みたいなものがあるんだったら、
0:34:56	数、
0:35:00	いつも、
0:35:01	これは、
0:35:02	客もないので、うん。
0:35:07	11
0:35:12	その上で変更点は、そういうところ。
0:35:14	うん。
0:35:16	13時以降は、
0:35:24	規制庁の川村で、基本的にため審査の中で、審査、審査会合の中でですね、商業機密の情報って、多分買い物までいらないと思うので、商業機密が乗らないような形がいいのかなと思ってて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:42	発言についてももう、秘密の場所まっせしたようなやつをずっと使用されてもここ、
0:35:50	ここの情報があってもなくても変わらないので、図としてはまず行っちゃった数を出していただければなと思います。
0:35:59	基本その審査会合って、公開で行って、原則公開できる資料でご説明いただきたい。
0:36:06	はい。はい。
0:36:08	7ページ目の寸法の変更の話も、多分こういったものはいらなくて、定性的に、寸法最初数行見直してますとかっていうので、
0:36:21	だからその上でも、評価値、計算に関しては何の影響がありませんっていう説明をしていただければいいのかなと思ってます。
0:36:31	そうですね。多分後から、
0:36:34	9ぐらいのタグチが1点、1110みたいな、そのチェックのポイントと、あと、4ページ目辺りで、
0:36:45	3ページ、ページ通りっていうか変更あって、4ページ。
0:36:50	やれば終わり。
0:36:53	2ページ、3ページでその変更内容、本文添付で変わるのはこれで、
0:36:59	あと、パスのポイントが1010でこれぐらいで何か、1、2年ぐらいで話してもらおう。
0:37:07	わかりました。
0:37:08	はい。
0:37:11	とりあえず、
0:37:16	それって、
0:37:17	もう荷重のかかる矢印を中心として、
0:37:22	公開という範囲ですね。はい。
0:37:25	はい。
0:37:34	あ、規制庁だけです。これも8ページのやつ、今ご説明だとその5ページでしたっけ。
0:37:42	次の1-2。
0:37:44	固縛工賃理事の見直してっていう、補足説明。
0:37:49	はい。
0:37:50	それから、
0:37:51	先ほど河村も言ってん。
0:37:53	説明って我々Dsの申請書。
0:37:56	わからない。
0:37:59	ここはあんまり、
0:38:00	上で、細かいかな。
0:38:07	もう大変かもしれないんですけど、私、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:11	ない。
0:38:12	人提出。
0:38:14	添付書類の中に計算書が出てきますと、計算の詳細な内容になりますので、ヒアリングの中で我々、この位置に、
0:38:25	味かけるのが適切かどうか見ていけば、
0:38:28	いいのかなと思いますので、
0:38:32	審査会合の中でこれを議論しなきゃいけないかっていうと多分僕らが計算書を見、見た後で、ちょっとこの1数掛けるのか人じゃないのっていうのがもしあれば、そこで議論になるのかなと思うので、
0:38:46	今ここで多分、紹介していただく必要はあんまりないかなと思って。
0:38:56	あの会合の場ですね、
0:39:00	ちょっと細かい技術的な話になっちゃうので、
0:39:11	出して、あとは細かい話でいうと、
0:39:17	何か、4ページで、ぱっと見まあ私、
0:39:20	質問したんですけども、何が違って何が何か見つかってないのかよくわからない。
0:39:25	で、一瞬見て、
0:39:28	だから、もう何なんでしょう。
0:39:30	何か記載の適正化だったら、記載の適正化ごみとかは、ちょっと中身があるんだったら中身をこう、6.1. 5。
0:39:38	こういう内容追加とか、それがぱっとわかるように、
0:39:42	書いてますそそこだけパッと説明いただく。
0:39:45	たらしいんじゃないかな。
0:39:50	8規制庁の下浦です。事前に、多分、お伺いしてた変更の内容からすると、我々、今回見ていかなきゃいけないのは、基本6、
0:40:01	ポツ1ポツ2の地震による損傷の防止のところと、
0:40:05	あと製作の方法。
0:40:07	手順方法留意事項等で材料構造に対して十分な適合性示されてるかなあを、
0:40:14	確認していかなきゃいけなくてそれ以外の6ポツ1の事項とか、
0:40:19	書き変わってるように見えるんですけど、何ら適合の状況変わってないので、基本、何も説明が要らないですし、我々も聞く必要がないかなと思うんだよ。
0:40:31	いらないんじゃない。麻生です。多分4ページは、案があればいい。そうだと思います。
0:40:48	だから、繰り返しになりますけど審査会合として使うのであれば、もう2ページ目、3ページ目で、その次、2本で、
0:40:58	10、12、
0:41:02	外部があって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:05	それでいいんじゃないかな。
0:41:08	と思いますが、
0:41:09	先にキャンプの概要を持ってきた方がいいですか、申請の概要を持ってきた方がいいですか。
0:41:15	そこはもう特にこだわりはない。でも2ページ目で、何が変更かって言ってもらった方がいいよ。
0:41:23	そうすると、キャスクの概要の話とかも本当はいらなくなっちゃうっていうか、なんでこれもできたのっていう感じなんですけど、このページで何議論するのって言ったら、
0:41:51	物、この、
0:41:53	設備を申請するんですか。
0:41:56	と思います。何か最初に、
0:42:01	どう、どういう順番がいいのか、
0:42:04	あとは、
0:42:05	申請者さんの側で検討していただく。
0:42:08	話もあるような気がしますけど。
0:42:12	そんなおっきな話でいいと。
0:42:18	おそらく多分、全体で30分程度の会合になるのかなとは思ってますので、
0:42:25	十分程度説明いただいて、
0:42:34	窪キシモトですけれどもちょっと細かい話になりますが、101112っていうのは、
0:42:41	10ページ、12ページというのが、今回の50人の方たの概要になりまして、今回申請した21ページにございまして、
0:42:51	21に関しましては、
0:42:54	21ページ、20、21、20、23ページが同じ。
0:43:02	ものになりますが、こちらも同じように21と、個人と両方つけておいた方がいいて欲しい。
0:43:10	飯田。
0:43:11	ちょっと販売数が増えてしまうんですけれども、
0:43:15	結局、おんなじような話、そうですね、同じ内容を書いていることは内容としてもなかったんですが、審査会合にあたっては燃料の使用っていいですか。
0:43:29	キャクセイの外観ようっていうんですかね銀行箇所じゃない。
0:43:33	なので次変更箇所としては例えば22ページの地震力のところ、それはあれですよ。10ページ。そうですね。はい。
0:43:45	なので21ページのキャンプの話ですかね、それぞれの客がどういう気がつけかがあって、今度長増設側の話があれば、
0:43:57	それで1個あれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:00	はい、その 21 ページ。
0:44:03	逆に 1011 年で何か、
0:44:07	いい時で違うなんかこの前、確かに材料が何か言ってますか。
0:44:12	いうご説明あったそれを何か口頭で言っていただけぐらいじゃなくて、結局同じような、
0:44:19	はい、説明も重複する部分が出てくる。
0:44:23	あればもうなんか主義という、これだけよ。
0:44:27	12 ページ、燃料の使用になりますので、これだと思って b 時がちょっと違ってくるマネジャー燃料は、これは 11 ページ。はい。
0:44:39	別に、燃料の使用で何か審査変わるかって言われたら、今回は変わらないので。はい。
0:44:46	日本で言うと、
0:44:48	11 ページ。
0:44:50	10 と 21 を、何か 1 枚にまとめてたら、多分それが、
0:44:56	もう並べて、はい。
0:45:02	じゃ、この結局 10 と 21 って何が変わってくる。
0:45:08	最近、検疫所とか、
0:45:13	高圧質量数高、あと収納課、
0:45:18	発熱量という崩壊熱量。
0:45:22	あ、そうです。
0:45:23	うん。
0:45:27	10、10、
0:45:29	121110
0:45:31	121111 と。
0:46:07	目標はこの前ご説明いただき、いただいた内容と大体同じ。
0:46:12	はい。構造率が全く話放送使用については全く同じ。
0:46:34	ヒアリングでは審査会合資料のツアーで、
0:46:39	ですよ。だけど、直していただいて、なるべくまた早く修正版いただけると、木曜日に再度確認とあと申請書も、その間に読み込んでいますので、
0:46:52	申請書に対してコメントがあれば、
0:46:55	コメント出していこうか。例えば、添以下に、
0:47:01	ちょっと僕こんな分厚いの出てくると思って、
0:47:05	いらないところどこか。
0:47:08	省いていかないといけませんけど。
0:47:12	その進め方の人って、
0:47:17	道。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:19	規制庁の数ですけど、大分向上のところなんですけど、
0:47:27	10 基準の、
0:47:33	見ましても、
0:47:35	1 回、
0:47:37	教育、
0:47:42	本当に基準の比較というのは、
0:47:49	はい。
0:47:51	あったのが、
0:47:59	う
0:47:59	という
0:48:01	従って材料が、
0:48:03	こんなもの。
0:48:06	僕は、
0:48:09	それに対して具体的な一つの
0:48:13	一つになる。
0:48:15	当然、
0:48:16	決めるという形には、
0:48:23	んところ
0:48:27	ちょっと、
0:48:30	ないんで、
0:48:33	今、それに対する説明を
0:48:40	それから
0:48:41	大学の
0:48:43	これについても、
0:48:49	これについても、
0:48:53	うん。
0:49:58	終わってる仕事。
0:50:02	規制庁、水井神保なんか、そちらの方から確認したい事項とか、
0:50:11	はい、三石キシモトですけど、特にございません。
0:50:16	聞いてても、規制庁側、ほかに何か確認事項でしょう。
0:50:23	そうですね。
0:50:24	聞いて、それでも
0:50:28	本日、ヒアリングについてはこれで終了したいと思います。先ほど出た、
0:50:34	審査会合の資料につきましては、修正したものを別途提示いただいて、また理事会で確認

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:45	それでは、本日のヒアリングを考慮し、
0:50:48	どうもありがとうございます。
0:50:50	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。